

## 第十章 憲法審査会

### 一四四 憲法審査会に関する例

日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、憲法改正原案（日本国憲法の改正案の原案をいう）、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等を審査するため、憲法審査会が設置されている。憲法審査会の組織、権限、運営等に関する事項は、国会法に定めるもののほか、参議院憲法審査会規程により定められている。

（注）憲法審査会設置までの経過は、次のとおりである。

第百四十七回国会平成十二年一月二十日（召集日）に施行された国会法の改正（平成十一年法律第百十八号）により、日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うため、各議院に憲法調査会が設置された。

第百六十六回国会平成十九年一月二十五日（召集日）の会議において、日本国憲法改正国民投票制度に係る議案の審査等及び日本国憲法の広範かつ総合的な調査を行うため、日本国憲法に関する調査特別委員会が設置された。

第百六十七回国会平成十九年八月七日（召集日）に施行された日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十

九年法律第五十一号)による国会法の改正により、各議院に憲法審査会が設置されるとともに、各議院の憲法調査会は廃止された。

第百七十七回国会平成二十三年五月十八日の会議において、参議院憲法審査会規程案が議決された。

第百七十九回国会平成二十三年十月二十日(召集日)の会議において、憲法審査会委員が指名された。

## 一四五 憲法審査会委員は、各会派の所属議員数の比率により各会派に割り当て、これに基づき議長が指名する

憲法審査会委員は、通常選挙後初めて召集される国会の召集日の午前十時現在の各会派の所属議員数の比率によりこれを各会派に割り当てる。

議長は、この割当てに基づき各会派から申し出た議員を憲法審査会委員に指名し、議員は、任期中その任にある。

憲法審査会委員の各会派への割当数変更及び委員変更については、常任委員の例による。

また、通常選挙後初めて召集される国会において憲法審査会委員を選任するときは、あらかじめ全憲法審査会委員を各会派に割り当てた後、議長は、まず、改選期に当たらなかつた議員の憲法審査会委

員辞任を許可し、議院の会議において、各会派の申出に基づき全憲法審査会委員の指名を行うのを例とする。

**参照** 一一四号、一二二号、一二二号、一二九号